# 警備業務契約条項

#### (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、本契約(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別冊の仕様書、要領等及びこれら図書に対する質問回答書等をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、本契約(本契約及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、善良な管理者の注意をもって、契約書記載の業務委託 (以下「業務」という。)を契約書記載の契約の期間(以下「履行期間」 という。)内に履行するものとし、発注者は、その委託代金を支払うも のとする。
- 3 受注者は、本契約若しくは仕様書等に特別の定めがある場合、又は発注者と受注者とで協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段を、その責任において定めるものとする。
- 4 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる時刻は、日本 標準時とする。
- 7 本契約及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律89号)及び商法(明治32年法律48号)の定めるところによるものとする。
- 8 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位 は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法 律第51号)に定めるものとする。
- 9 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 本契約にかかる訴訟の提起又は調停の申立てについては、千葉地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 発注者が、第5条に規定する調査職員を定めたときは、本契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類(業務関係者に関する措置請求、代金請求書を除く。)は、調査職員を経由するものとする
- 12 前項の書類は、調査職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

## (指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 本契約に定める指示(指示書による)、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、原則として書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合に は、発注者及び受注者は、指示等を口頭により発注者の定める調 査職員及び受注者の定める警備責任者に対して行うものとし、受注 者の警備員に対して直接これを行わないものとする。この場合、行 った指示等を事後速やかに書面に記載し、これを相手方に交付す るものとする。
- 3 発注者及び受注者は、本契約の他の条項の規定に基づき協議を 行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

# (業務履行及び指揮命令)

- 第3条 本契約の業務の履行にあたり、受注者は受注者の雇用する警備員に対して、直接指揮監督を行うとともに、関係諸法令を守り、誠実にこれを完遂しなければならない。
- 2 発注者及び受注者は、本契約業務の実施のために、発注者の構内に別途定める条件により受注者の控室等を設けるものとする。
- 3 受注者は、本契約業務の実施にあたる人数を自ら決定し、完全な 履行をなし得るように人員を配置し、出退勤管理を行い、警備の実施 状況を把握し、管理を行わなければならない。
- 4 受注者は、業務履行について、業務内容の管理をつかさどる警備 責任者を定め、発注者に書面により7日以内に通知するものとす る。また、警備責任者は、2名以上定めることができるものとし、変更 したときは同様に通知する。なお、警備責任者は、本契約の他の条 項に定める職務の他、次に掲げる権限を有する。
  - (1) 契約の履行について受注者の警備員に対する労務管理及び業務上の指揮命令。
  - (2) 本契約及び仕様書の記載内容に関する発注者及び発注者の調

査職員の確認又は質問に対する回答。

- (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督。
- (4) 警備員の衛生管理及び災害事故の防止。
- (5) 発注者からの仕様書に基づく発注事項の委託又は受任並びに 仕様書外の特別発注事項の処理。
- (6) 発注者及び受注者間の指示書その他書類の授受。
- (7) 受注者の警備員の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の 処理に関する事項。
- 5 発注者は、受注者の業務遂行にあたり、発注者又は他の事業者の 警備員と混在し、又は同一業務を共同して遂行させる形態の指示 をしてはならないものとする。
- 6 発注者は、受注者の警備員に対し、直接指示又は業務命令をして はならず、現場協議又は現場指示を行う場合には、原則として受注 者の警備責任者に対し発注者としての指示及び細部指示並びに協 議等を行うものとする。

# (業務実施計画の提出)

- 第4条 受注者は、本契約締結後14日以内に仕様書等に基づいて業務実施計画を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務実施計画を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる
- 3 本契約の他の条項の規定により履行期間又は仕様書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務実施計画の再提出を請求することができる。 この場合において、第1項中「本契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて前二項の規定を準用する。
- 4 業務実施計画は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 5 受注者は、業務の処理について本条に定める業務実施計画にかかわらず、発注者に対し、注文上の変更を求めることができる。また、発注者は受注者に対し、必要に応じて注文上の変更指示を行う。

## (調査職員)

- 第5条 発注者は、本契約履行に関し発注者の指定する従業員(以下 「調査職員」という。)を定めたときは、その氏名を受注者に通知する ものとする。また、調査職員は2名以上定めることができるものとし、 変更したときは同様に通知する。
- 2 調査職員は、本契約の他の条項に定める職務の他、次に掲げる権 限を有する。
  - (1) 契約の履行について受注者又は受注者の警備責任者に対する 指示、承諾又は協議
  - (2) 本契約及び仕様書の記載内容に関する受注者又は受注者の警備責任者の確認又は質問に対する回答
  - (3) 業務の進捗状況、履行状況の確認、調査

### (警備の報告等)

- 第6条 仕様書に従い、受注者は発注者に対して、警備の報告書を提出しなければならない。
- 2 発注者又は発注者の調査職員は、前項の規定によるものの他、必要と認められるときは、受注者に対して業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。この場合において、発注者又は発注者の調査職員から指示があったときは、当該指示に従わなければならない。
- 3 受注者は、法令で定められる資格及び資格を必要とする業務に従事させる受注者の警備員について、発注者の請求があるときは、その氏名及び資格について発注者に通知しなければならない。この場合、警備員を変更したときも同様とする。

### (業務内容の変更)

第7条 発注者は、必要があるときは、業務内容の変更を受注者に通知して、業務内容を変更することができる。この場合において、発注者は必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託代金を変更し、又は受注者に及ぼした場合の必要な費用を負担しなければならない。ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)等であって発注者の責めに帰すことができない事由による変更の場合はこの限りでないものとし、発注者及び受注者が協

- 議のうえ、発注者は定まった金額を負担するものとする。
- 2 前項の通知は発注者の緊急の必要により急遽なされる場合がある。

#### (履行期間の変更)

- 第8条 履行期間の変更については、発注者と受注者とで協議して定める。
- 2 発注者は前項の規定により履行期間を変更した場合においては、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

### (履行期間の更新)

第9条 頭書の履行期間において自動継続とされた契約は、発注者、 受注者いずれからも履行期間満了日の3ヶ月前までに、本契約の 更新について、書面による意思表示がない場合は、頭書の委託 代金を除き同一契約内容で1ヶ年延長するものとし、以降も同様と する。ただし、委託代金は発注者と受注者とで協議して定める。

#### (委託代金の変更)

第10条 経済情勢により物価、賃金等に変動が生じた場合又は法令変 更により契約業務内容の変更、その他委託代金が著しく不適当と なったときは、発注者と受注者とで協議して定める。

### (委託代金の支払い)

- 第11条 受注者は、当月の業務が完了したときは、翌月第2営業日までに発注者に対して、請求する。
- 2 発注者は、前項の適正な請求書を受理したときは、その日から起算して頭書の支払条件により代金を受注者に支払わなければならない。

### (権利義務の譲渡等)

第12条 受注者は、本契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に 譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面によ り発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

# (一括委任又は一括下請負の禁止)

第13条 受注者は、業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に 委任し、又は請負わせてはならない。ただし、業務の一部(主体的 部分を除く。)について、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得 たときは、この限りではない。

# 第14条 削除。

### (労働法上の責任等)

- 第15条 受注者は、受注者の警備員に対し、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他法令上すべての責任を負うものとする。
- 2 受注者は、発注者の管理又は専有に係わる設備等が、受注者の警備員に対し、安全上又は衛生上の危険若しくは有害の恐れが発見されたときは、発注者に対し直ちに、その旨を申し出るとともに、発注者はその申し出に応じ速やかに措置をとり又は受注者が措置することを認めるものとする。
- 3 前項の場合、受注者はその安全が確保されるまで、発注者に対し 契約の履行を拒否することができる。

### (控室等)

- 第16条 本契約の委託業務の履行にあたって、受注者が必要とする設備等は、原則として受注者の負担とする。ただし、発注者と受注者とが協議の上別途定める場合にはこの限りではない。
- 2 発注者は、業務の実施につき必要があると認める場合は、受注者に対して待機所、仮眠室、駐車場等(以下「控室等」という。)を提供するよう努めるものとする。受注者は、発注者から控室等の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、受注者は、これらを発注者に返還すべきときは、これらを原状に回復しなければならない。

# (臨機の措置)

- 第17条 受注者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき、又は 事故が発生するおそれがあるときは、発注者の指示を受け、又は発 注者と受注者とが協議して臨機の措置をとらなければならない。た だし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって 臨機の措置をとらなければならない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない。
- 3 発注者又は調査職員は、事故防止その他業務上特に必要があると 認めるときは、受注者に対して、臨機の措置をとることを請求すること ができる
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合に おいて、当該措置に要した費用のうち、委託代金の範囲内に含める ことが相当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

#### (関連作業等を行う場合)

第18条 発注者は、受注者の業務履行に支障を及ぼす恐れがある作業等を行うときは、あらかじめ受注者に通知し、発注者と受注者とが協力して業務に当たるものとする。

#### (パソコン等の使用制限)

- 第19条 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、本契約を履行するにあたり、パソコン等の使用を必要とする場合は、パソコン等を媒体とする情報の流出を防ぐため、次の各号を遵守しなければならない。
  - (1) 個人所有パソコン等の使用禁止。
  - (2) ファイル交換ソフトがインストールされているパソコン等の使用禁止.
  - (3) 有効なウイルス対策ソフトがインストールされていないパソコン等の使用禁止。
- 2 発注者及び受注者は、パソコン等からの情報漏洩の事実又はその可能性を発見した場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

## (著作物の利用)

第20条 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、発注者と 受注者との間で取り交わした説明書等について、本契約に基づき 実施する業務及び本契約の目的を達成する場合に限り、発注者、 受注者双方に使用、複製、改変等行うことができる著作権法上のす べての権利を許諾(第三者への再許諾を含む。) するとともに、発注 者及び受注者、又は双方の指定した者に対して著作者人格権を行 使しないことに同意する。ただし、発注者あるいは受注者いずれか の正当な利益を害する恐れがあるとして、発注者あるいは受注者の いずれかから申し出がなされた場合は、その取扱いについて、発注 者と受注者とが協議して定めるものとする。

(暴力団等反社会的勢力に該当・関与していないことの表明・保証)

- 第21条 発注者及び受注者は、本契約締結時及び本契約期間中において、自社(自社、自社の役員、自社の経営に実質的に関与している者、若しくは自社の親会社等を含む。本条において以下同じ。)が次の各号のいずれにも該当しないことを表明しこれを保証する。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法に規定する暴力団員をいう。)、暴力団関係企業・団体若しくはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)であること、又は過去5年の間に暴力団等反社会的勢力であった場合、又は暴力団等反社会的勢力がその経営に実質的に関与し、若しくは関与していたこと。
  - (2) 自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力等を利用するなどし、又は過去5年の間に利用していたこと。
  - (3) 暴力団等反社会的勢力に対して資金等提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与し、又は過去5年の間に関与していたこと。
  - (4) 暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有し、 又は過去5年の間に有していたこと。
  - (5) 本契約を履行するにあたり、暴力団等反社会的勢力が経営又は 運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用すること。

(暴力団等反社会的勢力との関与等に係る発注者の解除権等)

- 第22条 発注者及び受注者は、相手方(相手方、相手方の役員、又は相手方の親会社等を含む。)が前条における表明・保証に反すると合理的に判断した場合は、直ちに本契約を解除することができる。
- 2 発注者及び受注者は、前項により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしても、これを一切賠償する責任はないものとする。

### (秘密の保持)

- 第23条 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、本契約に 関する秘密情報を善良なる管理者の注意義務により管理するととも に、秘密情報の漏洩に対する万全な対策を講じ、本契約に関する 秘密情報を守秘しなければならない。なお、個人情報については、 個人情報の保護に関する法律等(関連する諸法令、個人情報の保護に関する基本方針、個人情報保護ガイドラインを含む。)を遵守しなければならない。
- 2 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、本契約に基づく 業務行為に必要な限りにおいて、関係者に対し、本条と同等の義務 を課したうえで、相手方の秘密情報を開示することができる。
- 3 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、関係者以外の第三者に対して、相手方の秘密情報を開示又は漏洩してはならない。ただし、相手方からの書面による開示の承諾が得られた場合は、本条と同等の義務を課したうえで、かつ承諾を得られた範囲においてのみ開示することができるものとする。なお、開示を認められた発注者及び受注者は、当該第三者が秘密保持義務に違反した場合は、相手方に対し直接その責任を負うものとする。
- 4 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、相手方の秘密情報を本契約の履行以外の目的で使用してはならない。
- 5 発注者又は受注者が本条に違反し、自己の責めに帰すべき事由に より相手方に損害を与えた場合はその損害を賠償するものとし、賠償 額については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。な お、本協議が整わない場合でも損害賠償の請求を妨げるものではな い。
- 6 前各項にかかわらず、営業秘密に関しては、次の各号の場合、適 用から除外されるものとする。なお、情報の原開示者から申し出がなさ れたときは、その取扱いについて協議のうえ定めるものとする。
  - (1) 開示時点ですでに公知となっているもの。
  - (2) 開示時点ですでに発注者又は受注者が正当に所有していたもの。
  - (3) 開示後、発注者又は受注者の責めに帰することなく公知となったもの。
  - (4) 発注者又は受注者が相手方から開示された情報によることなく独自に開発したもの。
  - (5) 発注者又は受注者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの。
  - (6) 本契約の履行によって発注者が得た目的物を修理、改造、点 検、保守するにあたり、第三者に開示する必要があるもの。この場 合、発注者は、開示する第三者に守秘義務を課したうえで開示する ものとする。
- 7 発注者又は受注者は、合理的理由により、相手方から秘密情報の返却、廃棄、抹消等を要求された場合は、速やかその措置を講ずるものとする。
- 8 本条については、本契約の履行後も有効に存続するものとする。
- 9 本条における用語の定義は以下の通りとする。
  - (1)「秘密情報」とは、「秘密」である旨の指定がなされた本号①及び②の情報であり、書面、口頭、映像等の種類、及び紙媒体、電子媒体等の記録媒体の種類などその形式を問わない。ただし、口頭情報における「秘密情報」は、開示後30日以内に「秘密」である旨を明記した書面により被開示者に通知するものとする。
  - ① 営業秘密 発注者又は受注者の情報のうち、営業秘密として 管理しているもの、又は技術上・営業上で事業活動に有用となっているもの、若しくは公然と知られていないもの、あるいはノ ウハウ表記されたものをいう。
  - ② 個人情報 発注者又は受注者の保有する個人に関する情報 であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等

- により特定の個人を識別することのできるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。ただし、本定義の如何を問わず、発注者又は受注者の保有する電子メールアドレスは個人情報とみなすものとする。
- (2)「万全な対策」とは、秘密保持に関する取扱規則の作成、関係者からの秘密保持誓約書の徴収、アクセスの管理、情報持出し手段の制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他情報の漏洩・開示情報の滅失又は毀損防止等の安全管理措置をいう(パソコン等を媒体とする情報の流出を含む。)。
- (3)「業務行為」とは、発注者及び受注者間で行われる情報の提供 を伴う行為(交渉、協議、依頼等を含む。)の一切をいう。
- (4)「関係者」とは、自己の役員、従業員(派遣労働者を含む。)、取引先等(代理人,下請負者又は下請負者となりうるものを含む。)、本契約に携わるすべての者をいう。
- 10 前各項にかかわらず、法律、政府・裁判所、その他公的機関から の命令等に基づき報告、説明、資料提出等、情報開示を求められ たときは、発注者及び受注者は当該公的機関に対してのみ情報開 示できるものとする。

#### (談合等の不正行為に係る解除)

- 第24条 発注者は、本契約に関して、受注者が次の各号のいずれかに 該当するときは、本契約の全部又は一部を直ちに解除することがで きる。
  - (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的 独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律 第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は独占禁止法第8 条の2の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7 条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用す る場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命 令」という。)を行ったとき、又は第25条第1項第2号又は第3号に 該当するとき。
  - (2) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6、若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

## (談合等の不正行為に係る違約金等)

- 第25条 受注者(共同企業体にあっては、その構成員)は、本契約に 関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が本契約 の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、発注者の請求に 基づき、委託代金の10分の1に相当する額を違約金として、発注者 の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下、この条において同じ)。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、か

- つ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 本契約に関し、前項各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号に 掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求 に基づき、前項に規定する委託代金の10分の1に相当する額の他、 委託代金の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定す る期間内に支払わなければならない。
  - (1) 前項に規定する確定した納付命令における課徴金について、 独占禁止法第7条の3第1項から第3項のいずれかの規定の適 用があるとき。
  - (2) 前項に規定する排除措置命令若しくは納付命令又は同項に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 受注者が発注者に誓約書を提出しているとき。
- 3 前二項に定める違約金は、発注者の指定する期間を経過した日から当該違約金の支払いの日までの日数に応じ年5.0パーセントの割合で計算した額の利息を付するものとする。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を 免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違 約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害に つき賠償を請求することを妨げない。

#### (損失負担)

- 第26条 受注者は、業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰する理由による故意又は重大な過失による場合において、その損害のために必要な経費は発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者とが協議して定める。

### (業務の履行責任)

- 第27条 受注者が行う業務に瑕疵があり、又は善良なる管理者の注意 義務を欠いたため不完全な履行が行われた場合は、発注者は受注 者に対して直ちに完全な履行を請求し、又は履行に替え若しくは履 行とともに、損害の賠償を請求することがきる。
- 2 前項の規定により完全な履行を請求されたときは、受注者は、直ちに、履行しなければならない。この場合において、前項の規定により完全な履行に替え、若しくは履行とともに損害の賠償を請求されたときは、受注者は、速やかに、その措置に応ずるものとする。

## (免青事項)

第28条 天災等受注者の責めに帰さない事由により、受注者の業務の 履行が不可能となった場合、受注者は発注者が被る損害について はその責任を負わないものとする。

# (発注者の催告による解除権)

- 第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、 相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、発注者に損害が生じるときは、発注者は、受注者に対して、当該損害全部の賠償を請求することができる。
  - (1) 本業務に着手すべき期日を過ぎても本業務に着手しないとき又 は履行する見込みがないと認められるとき。
  - (2) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、契約条項及び仕様書等に基づく発注者の指示に従わないとき又はその業務を妨害したとき。
  - (3) 許可、免許、登録又は各種の資格が必要な業務については、当該許可、免許、登録又は各種の資格が取消し又は抹消されたとき。
  - (4) 受注者自身の社会的信用を著しく失墜させる事実があったとき。

- (5) 正当な理由なく、第27条第1項により請求された履行がなされないとき。
- (6) 前各号の他、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 受注者が、本契約に関し、法令に反する行為を行ったとき。
- (8) その他、契約を継続し難い事由のあるとき。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者との契約を解除する場合に おいて、受注者の所在を確認できないときは、発注者の事務所に その旨を掲示することにより、受注者への通知にかえることができ るものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を 経過したときに生ずるものとする。

# (発注者の催告によらない解除権)

- 第29条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。この場合において、発注者に損害が生じるときは、発注者は、受注者に対して、当該損害全部の賠償を請求することができる。
  - (1) 受注者が第12条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
  - (2) 本契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
  - (3) 受注者が本契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定 の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができな い場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したと き。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、 発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる 履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (7) 第31条又は第31条の2の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

## (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第29条の3 発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前二条の規定による契約の解除をすることができない。

### (契約が解除された場合等の違約金)

- 第29条の4次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、委託代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、本件業務に既履行部分があるときは、委託代金から当該部分の委託代金相当額を控除した金額の10分の1に相当する額を違約金とする。なお、当該違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。
- (1) 第22条、第29条又は第29条の2の規定により本契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該 当する場合とみなす。
  - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、 破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財 人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財 人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生 債務者等

# (中途解除)

- 第30条 発注者は、業務が完了しない間は、第29条第1項及び第29条 の2に規定する他、必要があるときは契約を解除できる。
- 2 第29条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準 用する。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合においては、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この損害には受注者の履行利益は含まないものとする
- 4 前項の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

### (受注者の催告による解除権)

- 第31条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 第29条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合 に準用する。この場合、発注者とあるのは受注者と、受注者とあるの は発注者と、それぞれ読み替えるものとする。

#### (受注者の催告によらない解除権)

- 第31条の2 受注者は、第7条の規定により業務の内容を変更したため、委託代金が3分の2以上減少したときは、直ちに契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により契約が解除された場合において、これ により受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければなら ない。ただし、この損害には受注者の履行利益は含まないものとする。

### (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第31条の3 受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受 注者は前二条の規定による契約の解除をすることができない。

## (解除に伴う措置)

- 第32条 受注者は、契約が解除された場合は、発注者から提供を受けている待機所等、機器等(以下「機器等」という)を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該機器等が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、 当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合におい て、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したと きは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて その損害を賠償しなければならない。
- 3 第1項前段及び前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第22条、第24条、第29条及び第29条の2規定によるときは発注者が定め、第30条、第31条及び第31条の2の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び前項後段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 4 第1項の場合において、受注者が正当の理由なく、相当の期間内 に機器等の修復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当 該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができ る。この場合において、受注者は、発注者の修復について異議を申 し出ることができず、また、発注者の修復に要した費用を負担しなけ ればならない。
- 5 本業務の完了後に本契約が解除された場合は、解除に伴い生じる 事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協 議して決める。

# (遅延利息の徴収)

- 第33条 受注者の責めに帰する事由により、受注者が本契約に基づく 損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、発注 者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払いの日まで年 5.0パーセントの割合で計算した遅延利息金を徴収する。
- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、発注者が本契約に基づく第

11条の規定による委託代金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、受注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払いの日まで年5.0パーセントの割合で計算した遅延利息金を請求することができる。

#### (賠償金の徴収)

第34条 受注者が本契約に基づく損害賠償金又は違約金等を発注者 の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わな い額に前条の利息を付した額と、発注者の支払うべき委託代金を 相殺し、なお、不足があるときは、追徴する。

### (補則)

第35条 本契約に定めのない事項又は本契約について疑義が生じた 事項については、必要に応じ発注者及び受注者がしてこれを定め るものとする。